

日本共産党「22年綱領草案」 問題再考

黒川 伊織

はじめに

- 1 「1923年6月の日本共産党綱領草案」
- 2 石神井臨時党大会での綱領討議
- 3 コミンテルン第3回拡大プレナム
- 4 「1924年2月の日本共産党綱領草案」

おわりに

はじめに

現在、日本共産党「22年綱領草案」は、村田陽一が訳出した「日本共産党綱領草案（1922年12月ごろ、綱領問題委員会日本小委員会）」⁽¹⁾によって知られている。これは、日本共産党綱領の起草にあたるべく1922年6月ないし7月にコミンテルン綱領委員会のもとに設立された特別委員会での討議を経たのち、同年12月のコミンテルン第4回大会の閉幕直後に完成し、同大会日本代表であった高瀬清・川内唯彦が帰国の際に携行して、1923年3月の石神井臨時党大会での討議にかけたものの、綱領の全文としては審議未了におわったものとされ⁽²⁾、この見解はながく通説として扱われている。ただし、「22年綱領草案」がはたして石神井臨時党大会で審議未了におわったか否か、という点については諸説があり、犬丸義一、松尾尊兎、岩村登志夫らによって学問的論争がおこなわれてきた⁽³⁾。

このように史実の確定が困難であった背景として、史料的制約がきわめて大きかったことがある。非合法組織であった戦前期の日本共産党が原史料を残すことはなく、コミンテルン文書へのアクセスも困難な状況では、研究をすすめるうえで官憲史料や自伝・回想録に多くを依拠せざるをえなか

(1) 村田陽一編訳『コミンテルン資料集』第2巻、大月書店、1979年、516-519頁；同『資料集 コミンテルンと日本』第1巻、大月書店、1986年、141-144頁。

(2) 村田編訳『資料集 コミンテルンと日本』521頁。

(3) この論争の詳細については、犬丸義一『第一次共産党史の研究 増補日本共産党の創立』（青木書店、1993年）、377-385頁を参照のこと。

った⁽⁴⁾。なかでも、徳田球一予審訊問調書⁽⁵⁾や、石神井臨時党大会で書記を務めた高瀬清の回想⁽⁶⁾は、第一次共産党史を研究するうえでの最重要史料として位置づけられた。

だが、1991年のソ連崩壊を契機として、長く秘匿されてきたコミンテルン文書の公開がはじまったことで、この状況は大きく転換することになる。コミンテルン文書に、日本人研究者としていち早くアクセスした加藤哲郎は、自ら発掘した「1922年9月の日本共産党綱領」や、第一次共産党よりコミンテルンに送付された報告書類の分析により、「22年綱領草案」の作成時期それ自体についての問題提起を、「1922年9月の日本共産党綱領（上）（下）」（『大原社会問題研究所雑誌』481-482号、1998年12月-1999年1月）で行った。

加藤は、「22年綱領草案」についての通説を裏付ける確たる史料は存在せず、これは戦前の徳田球一予審訊問調書に端を発し、高瀬清の回想によって作り上げられた「神話」として、石神井臨時党大会で「22年綱領草案」が討議された、という前提そのものを否定した。さらに、石神井臨時党大会で「22年綱領草案」がかかげた「君主制の廃止」要求が討議された、という周知の見解についても、前述した報告書類に「君主制の廃止」について触れた部分が皆無であり、松尾が発掘した議事録⁽⁷⁾にも「君主制の廃止」に照応する記述がないことから、石神井臨時党大会で「君主制の廃止」要求は討議されなかった、と推測する。そのうえで、村田が訳出した「22年綱領草案」の典拠が、1924年春に刊行された各国語版『綱領問題資料集』にあり、それ以前の原文がまだ発見されていないことから、その起草時期は、少なくとも1923年秋以降ではなかったか、と通説を揺るがす見解を提示したのである⁽⁸⁾。

加藤への批判を試みたものが、犬丸「加藤哲郎氏への反論 — 論文「1922年9月の日本共産党綱領（上）（下）」について」（『大原社会問題研究所雑誌』496号、2000年3月）である。犬丸は、加藤が「フィクション」とする高瀬の回想の史料の価値をあらためて論じるとともに、関係者の調書や回想から、石神井臨時党大会で「君主制の廃止」要求をふくむ「22年綱領草案」が討議されたことを確認し、その作成時期についても通説の見解を支持した。

両者の対立点は、これまで重要史料とされてきた高瀬清の回想の史実としての信憑性への評価や、

(4) 第一次共産党史研究をめぐる史料整備状況については、犬丸『日本共産党の創立』（青木書店、1982年）、321-323頁、田中真人『一九三〇年代日本共産党史論』（三一書房、1994年）、20-29頁にまとめられている。

(5) 「徳田球一予審訊問調書」山辺健太郎編『現代史資料 社会主義運動7』（みすず書房、1968年）所収、22-184頁。なお、徳田が積極的に党史の陳述を開始するのは、1930年1月28日の第10回訊問以降のことであった（同書、66頁）。

(6) 高瀬の回想はすでに1960年代前半より公表されており、それらをまとめたうえで新たな書き下ろしを加えて、高瀬の死後『日本共産党創立史話』（青木書店、1978年）として刊行された。刊行の経緯については、同書に付された犬丸による解題および、犬丸「加藤哲郎氏への反論」を参照のこと。なお、その史実としての信憑性への疑問は、松尾尊允「忘れられた革命家 高尾平兵衛」（『思想』577号、1972年7月）で、すでに提起されていた。

(7) 松尾尊允「創立期日本共産党史のための覚書」『京都大学文学部紀要』19号、1979年。

(8) 加藤の最新の見解は、加藤「国家権力と情報戦 — 党創立記念日の神話学」（『情況』3期7巻3号、2006年5月）を参照のこと。ここでは、徳田球一予審訊問調書を軸に、いかに徳田が第一次共産党史を「創造」したか、との視点による分析に重点がおかれた。

石神井臨時党大会で「君主制の廃止」要求がほんとうに討議されたのか、という考証にもあるが、最終的には「22年綱領草案」の作成時期という問題そのものに帰着する。

現在、コミンテルン文書は、ロシア国立社会-政治史アルヒーフ（[РГАСПИ]，以下ルガスピと略記する）に所蔵されている。このうち、フォント495，オービシ127に分類される日本共産党ファイルは、*Comintern Archives: files of Communist Party of Japan*（Leiden: IDC, 2003-2004）により、マイクロフィルムとして発売され、日本での閲覧が可能となった。また、戦前期日本共産党史全体にかかわる重要史料を網羅した露語版史料集として和田春樹，アジベーフにより *ВКП (б), Коминтерн и Япония. 1917-1941 гг.*（モスクワ，2001）が刊行され、戦前期日本共産党史の概要は大幅に書きかえられようとしている。

今回筆者は *Comintern Archives* により、第一次共産党期に作成された、従来その存在を知られていなかったふたつの「日本共産党綱領草案」を新たに発見した。本稿の目的は、加藤-犬丸論争を批判的にふまえつつ、これらふたつの「日本共産党綱領草案」が占めている歴史的位と、それらが有している歴史的意味を明らかにすることにある。なお、以下で *Comintern Archives* 所収の史料に依拠する場合は、ルガスピの史料番号によって典拠を明示することにする。

1 「1923年6月の日本共産党綱領草案」

今回発見した第一の「日本共産党綱領草案」には、露語版（РГАСПИ，ф.495，о.127，д.50，лл.1-123，以下РГАСПИ，495/127/50/1-123のように略記する），英語版（РГАСПИ，495/127/50/124-164），仏語版（РГАСПИ，495/127/50/165-242）がある。

その作成時期については、露語版1枚目（495/127/50/1）の右上に、露語手書きで「1923年6月拡大プレナム [コミンテルン第3回拡大プレナム] での委員会で討議されたブハーリン起草のもの」との書き込みがある。第3章で詳述するように、たしかにブハーリンは第3回拡大プレナムで「日本共産党綱領草案」が自らの手もとにあると述べている。そのため、現時点ではこの第一の「日本共産党綱領草案」が、1923年6月の時点で存在していたものと判断し、これを「23年6月綱領草案」と呼ぶことにする。

テキストの詳細について、露語版と英語版を比較したものが、次の表（1）である。

表(1) 「23年6月綱領草案」露語版・英語版内容対照表

露語版（РГАСПИ，495/127/50/1-123）	英語版（РГАСПИ，495/127/50/124-164）
1-39：一般綱領部分 ブハーリン起草「共産主義国際綱領草案」に酷似するも、露語手書きの書き込みにより第Ⅲ章が三分割されて全6章構成	124-157：一般綱領部分 ブハーリン起草「共産主義国際綱領草案」に酷似するも、英語手書きの書き込みにより第Ⅲ章が三分割されて全6章構成
40-73：一般綱領部分 （1-39の清書版，全6章構成）	
74-81：民族綱領部分 村田編訳の「22年綱領草案」とほぼ一致	158-164：民族綱領部分 村田編訳の「22年綱領草案」とほぼ一致
82-123：（40-81のコピー）	

表（1）からわかるように、その構成は、露語版においても英語版においても、1922年11月のコミンテルン第4回大会に提出されたブハーリン起草の「共産主義インタナショナル綱領草案」⁽⁹⁾（以下、「ブハーリン世界綱領草案」と略記する）と酷似する一般綱領部分に、村田編訳の「22年綱領草案」とほぼ一致する内容の民族綱領部分が付け加えられたものとなっている⁽¹⁰⁾。なお、このd.50のコピーとされるd.51には⁽¹¹⁾、露語版40枚目から81枚目までと同一の文書が含まれており⁽¹²⁾、露語史料集にはその民族綱領部分のみが「日本共産党綱領草案（1922年12月、モスクワ）」、すなわち「22年綱領草案」として収録された⁽¹³⁾。

また、表（1）で示した一般綱領部分について、「ブハーリン世界綱領草案」と、「23年6月綱領草案」との比較を行ったものが次の表（2）である。

表（2） 「ブハーリン世界綱領草案」・「23年6月綱領草案」一般綱領部分内容対照表

「ブハーリン世界綱領草案」	「23年6月綱領草案」一般綱領部分
I. 資本主義的奴隷制	I. 資本主義的奴隷制
II. 労働者の解放と共産主義的社会制度	II. 労働者の解放と共産主義的社会制度
III. ブルジョアジーの没落と共産主義のための闘争	III. ブルジョアジーの打倒と共産主義のための闘争
A. 過渡期の一般的特徴	
B. 共産主義のための闘争の必要条件としてのプロレタリアート独裁	
C. 収奪者の収奪とブルジョアジーによる生産手段独占の廃止	
D. プロレタリアート独裁と諸階級	IV. プロレタリアート独裁と諸階級
E. ブルジョアジーの教養独占の廃止	
F. 帝国主義的圧迫の除去とプロレタリアートの自発的な国家的統合体の組織化	V. 帝国主義の圧力排除と自発的な国家連合の組織
IV. プロレタリアート独裁への道	VI. プロレタリアート独裁への道

（注）「ブハーリン世界綱領草案」第Ⅲ章のA～C項は「23年6月綱領草案」の第Ⅲ章に、D～E項は第Ⅳ章に、F項は第Ⅴ章にそれぞれ対応している。

このように、「23年6月綱領草案」の一般綱領部分は、「ブハーリン世界綱領草案」の構成をほぼ踏襲するかたちとなっているが、「ブハーリン世界綱領草案」の第3章が、「23年6月綱領草案」では三分割され、全6章構成となっている。また、とくに第1章については資本主義社会の前段階と

(9) 独語版は、N. Bucharin, Programm der K.I. (Entwurf), *Internationale Presse-Korrespondenz*, 2. Jg. Nr.222 (21. Nov. 1922), S.1581-88. 英語版は、N. Bucharin, Program of the Communist International (Draft), *International Press Correspondence*, Vol.2, No.103 (28. Nov. 1922), 528-534. なお、その内容については、加藤哲郎『国家論のルネサンス』（青木書店、1986年）、191-193頁を参照のこと。

(10) 英語版は、段落の構成と、「(3) 朝鮮からの軍隊の撤退」という部分（「当面の要求」のうちの「国際関係の分野で」の第3項）が、「22年綱領草案」と異なっている。後者は「22年綱領草案」では「朝鮮、中国、台湾、サハリンからの軍隊の撤退」となっている。露語版は「22年綱領草案」と段落構成・内容ともに完全に同一である。

(11) 稲葉千晴、パヴロフ編『ロシア共産党文書館日本関連文書目録（1904-1954年）』ナウカ、2001年、66-67頁。

(12) РГАСПИ, 495/127/51/1-43.

(13) ВКП(б), Коминтерн и Япония. 1917-1941 гг(Москва, 2001), 285-288.

して位置づけられる地主・貴族による搾取についての説明が加筆されるなど、「23年6月綱領草案」は、「ブハーリン世界綱領草案」の内容をより詳細に述べたものとなっており、その分量は、単語数にして「ブハーリン世界綱領草案」の約1.25倍にのぼる。

そもそも、「ブハーリン世界綱領草案」とは、1922年11月に開催されたコミンテルン第4回大会でブハーリン自身が述べているように、当時のコミンテルンの綱領作成討議のなかで、各国共産党の綱領に共通すべき「一般的部分」＝「世界綱領」（一般綱領）として提案されたものであり、各国共産党の綱領は、この「一般的部分」＝「世界綱領」に、当該国における特殊な要求＝「民族綱領」が付け加えられるべきものとされていた⁽¹⁴⁾。なお、1922年11月発行の『インプレコール』にはじめて掲載された「ブハーリン世界綱領草案」と、1924年発行の各国語版『綱領問題資料集』に収録されたそれとは、ほぼ同一の内容となっている⁽¹⁵⁾。

ところで、じつは村田は、1974年の時点ですでに、現在流布している「22年綱領草案」本文の前には「他の諸国の党綱領の一般的部分（コミンテルン一般綱領の原則的部分）が前文としてふくまれていた」との指摘をおこなっている⁽¹⁶⁾。また加藤も、1924年に公表された日本共産党綱領草案とは、「ブハーリン世界綱領草案のⅠⅡⅢⅣに、今日「22年綱領草案」とか「22テーゼ」とよばれている日本に直接言及した部分を付け加えた（第Ⅴ章？）構成であった」と推測している⁽¹⁷⁾。つまり、「23年6月綱領草案」とは、村田や加藤がその存在を推測していた、一般綱領部分をふくむ「22年綱領草案」の完全版である可能性がある。さらに、その作成時期についても、「ブハーリン世界綱領草案」の発表が1922年11月であったことから、1922年11月以降、1923年6月までのあいだのある時期ではないかと考えられる。

次章では、従来その「22年綱領草案」の採択を審議したとされてきた、1923年3月開催の石神井臨時党大会における討議内容の再検討を行う。

2 石神井臨時党大会での綱領討議

石神井臨時党大会についての最新の研究は、加藤「1922年9月の日本共産党綱領（下）」である。だが、その分析は、従来重要史料とされてきた徳田球一予審顧問調書の虚偽をめぐる追究に重きをおいており、具体的な史実の確定という点については、不十分な感が否めない。そのため筆者は、加藤が発見した日本共産党中央執行委員会よりコミンテルンに送付された英語報告書（1923年3月末頃）⁽¹⁸⁾をあらためて検討し、松尾が発掘した議事録を参照しながら、その討議内容の再構成を試みる。

(14) 加藤哲郎『コミンテルンの世界像 世界政党の政治学的研究』青木書店、1991年、81頁。

(15) 両者のあいだの若干の異同については、同前書86頁参照。

(16) 村田陽一「コミンテルン文献覚え書（3）」『歴史学研究』406号、1974年3月、49頁。

(17) 加藤「1922年9月の日本共産党綱領（下）」、53頁。

(18) РГАСПИ, 495/127/61/9-13；加藤哲郎「第一次共産党のモスクワ報告書（上）」『大原社会問題研究所雑誌』489号、1999年8月、48-51頁；ВКП(б), Коминтерн и Япония, 292-295。

まず、石神井臨時党大会の目的が、「日本共産党綱領草案」（以下本章では（A）と略記する）の検討にあったことと、その審議が未了におわったことが、報告書の冒頭の部分から明らかとなる。

党綱領を作成するために、日本共産党中央執行委員会によって臨時党大会が3月15日に招集された。しかし、大会は、綱領の内容に関するいくつかの問題で代議員がするどく分裂し、明確な結論を得るにいたらなかった。したがって、われわれはあなた方からの指令が要求していた綱領作成を延期しなければならなくなった。

延期の理由のひとつは、われわれがあなた方からの指令を受け取ったのが遅すぎ、ブハーリン同志による綱領草案および、綱領作成のための他の資料がわれわれに届いたのは、ようやく3月初めであったことである。しかし、主たる理由は、日本革命の見通しと、過渡期の戦術の問題について、党員たちの意見がするどく対立し、合意点を得られなかったことにある。

石神井臨時党大会では（A）が審議未了となったことがこれにより確認され、通説に従えば、その（A）が「22年綱領草案」、すなわち高瀬、川内が1月の帰国の際に携行したもので、ということになる。だが、これが3月初めに日本へ届いたことが明記されている以上、少なくとも高瀬、川内の携行という部分は、誰が日本へ持ち込んだのかという疑問が残るにせよ、否定されるべきであろう。

ところで、以下に抜粋するヴォイチンスキー執筆の書簡からは、すでに石神井臨時党大会開催以前から、ブハーリン起草の「日本共産党綱領草案」（以下、本章では（B）と略記する）が存在していたことが確認できる。

- (1) ヴォイチンスキーより日本共産党中央執行委員会へ送られた英語書簡（1923年2月15日）⁽¹⁹⁾

「日本共産党綱領草案をすでに受領し、それについての研究をすすめていることと思う。ただちに綱領草案へのコメントと、綱領草案の日本語訳をウラジオストクに送付するように。日本語訳はウラジオストクで印刷する」

- (2) ヴォイチンスキーより日本共産党中央執行委員会へ送られた英語書簡（1923年3月27日）⁽²⁰⁾

「同志B [ブハーリン] によって起草された日本共産党綱領草案についての討議はすでに行ったか。党の政治的活動のための最小限要求と当面の戦術についての具体的提案と、綱領草案についてのコメントを送付するように」

- (3) ヴォイチンスキーより在上海のマーリンへ送られた英語書簡（1923年3月27日）⁽²¹⁾

「日本の衆議院への朝鮮人の普通選挙権を、日本共産党の最小限綱領 [民族綱領] に述べ

(19) РГАСПИ, 495/127/45/4-5.

(20) РГАСПИ, 495/127/44/1-3.

(21) T.Saich, *The Origins of the First United Front in China: The Role of Sneevliet (alias Maring)* Vol.1 (Leiden, 1991), 428-432.

られている原則（18歳以上のすべての男女）に基づいて要求すること」⁽²²⁾

これらの書簡が送付された背景について付言しておく、1923年1月、コミンテルン執行委員会幹部会の決定により、日本・中国・朝鮮・モンゴルの運動を指導するべく、ウラジオストクにコミンテルン執行委員会東方部極東ビューローが、ヴォイチンスキー・片山潜・マーリンをメンバーとして設立されていた⁽²³⁾。しかし、片山・マーリンのウラジオストク未着によって、その職務はヴォイチンスキーひとりによって担われざるを得ず⁽²⁴⁾、これらの書簡はウラジオストクから送付されている。

ここからは、石神井臨時党大会以前にすでにプハーリン起草の(B)が存在していたばかりでなく、その詳細な内容をヴォイチンスキーは了解していたことが明らかとなる。ヴォイチンスキーは1923年1月中旬にモスクワを出発、同月末までにはウラジオストクに到着しており⁽²⁵⁾、ヴォイチンスキーが(B)の内容を知ったのはモスクワ出発以前であったと考えるのが自然である。つまり、1923年1月初めまでに、プハーリン起草の(B)がモスクワで作成されていた可能性がきわめて高い。また、ヴォイチンスキーが1922年夏に執筆した論文「日本における階級闘争」⁽²⁶⁾について、岩村は「22年綱領草案」の基本的な理論的枠組みを示したものと指摘しており⁽²⁷⁾、ヴォイチンスキー自身がモスクワで(B)の起草に関与した可能性もある。

ヴォイチンスキー書簡(2)にある「最小限要求と当面の戦術についての具体的提案」とは、報告書のなかの「過渡期における日本共産党の戦術」との部分をさすが、ここにはヴォイチンスキー書簡(3)にある普通選挙権の問題はふくまれていない⁽²⁸⁾。それは、普通選挙権や合法政党即時結党が、報告書のなかで言われている「合意にいたらなかった対立点」だったためである⁽²⁹⁾。だが、少なくともここで「対立点」としてあげられている以上、石神井臨時党大会で討議に付された(A)には普通選挙権の問題がふくまれていたと考えられる。

それでは、(A)に「君主制の廃止」という要求はふくまれていたか否か。議事録には、高瀬の回想のようにこのことは記述されておらず⁽³⁰⁾、報告書においても同様である。加藤は、このこと

⁽²²⁾ これは、当時上海で朝鮮人民族主義者により開催されていた国民代表会議の参加者に対して示されるべきものとされた「すべての民族主義グループへの一般的綱領(Common Platform for all the Nationalist Groups)」の第1項であり、ヴォイチンスキーは、この「一般的綱領」を実現することで「朝鮮解放運動を日本の革命的労働者階級の運動および中国における解放運動と結びつけることが可能になる」と捉えていた。

⁽²³⁾ ВКП(б), Коминтерн и национально-революционное движение в Китае. Документы, Т1 (Москва, 1994), 161.

⁽²⁴⁾ РГАСПИ, 495/127/46/5-14.

⁽²⁵⁾ ВКП(б), Коминтерн и национально-революционное движение в Китае, 186.

⁽²⁶⁾ 村田編訳『資料集 コミンテルンと日本』, 374-387頁。村田はタイトルを「日本における諸階級の闘争」としている。

⁽²⁷⁾ 岩村登志夫『コミンテルンと日本共産党の成立』三一書房, 1977年, 75-112頁。

⁽²⁸⁾ РГАСПИ, 495/127/61/12.

⁽²⁹⁾ РГАСПИ, 495/127/61/13.

⁽³⁰⁾ 高瀬『日本共産党創立史話』, 152-153頁。

から石神井臨時党大会で「君主制の廃止」問題は討議されなかったと結論づけた⁽³¹⁾。しかし、「君主制の廃止」とは、高瀬によれば「討議するもしないもない、あたりまえのことだというふうだった」⁽³²⁾のであり、議事録、報告書に記述がなくとも、それが討議された可能性はある。高津正道は、討議にかけられた綱領草案の原文は英語であり、そこに“An abolition of the monarchy”という一文がふくまれていたと回想しているが⁽³³⁾、これは「23年6月綱領草案」の政治的分野での要求第1項“Abolition of the monarchy”⁽³⁴⁾とほぼ一致している。

報告書に記された「過渡期における日本共産党の戦術」の政治・社会的分野の要求第1項は、「君主制の廃止」ではなく、「完全に民主的な政府の要求」であり⁽³⁵⁾、これは1922年1月開催の極東諸民族大会で日本代表团によって採択された政綱に掲げられた要求と同一であった⁽³⁶⁾。ここで問題となるのは、「君主制の廃止」と「完全に民主的な政府の要求」との関係であるが、これを明らかにするには、そもそも当時天皇制はいかに把握されていたのか、そして当時「君主制の廃止」とはなにを意味していたのか、という二点についての検討が必要となる。

まず、前者の問題について言えば、天皇制という言葉に君主制一般とは異なる独特な含意が込められるようになる「32年テーゼ」以後と違い、当時天皇制は君主制一般の枠組みで理解されていた⁽³⁷⁾。この点は、次章で検討する1923年5月の荒畑寒村〔青木〕のコミンテルンへの報告書にも明らかである。次に、後者の問題については、加藤の、「コミンテルンのめざす世界共産主義革命にとって、君主のいる国などまだ「ブルジョア民主主義」以前である」という指摘が参考になるだろう⁽³⁸⁾。当時天皇制は君主制一般の枠組みで理解されていたという前述の点とあわせて、この指摘をふまえるなら、「君主制の廃止」要求は、ブルジョア民主主義実現の要求にほかならず、その含意において「完全に民主的な政府の要求」とそれほどの距離はなかったということになる。要するに、「完全に民主的な政府の要求」とは、「君主制の廃止」を含意する要求であったが、来るべき日本革

(31) 加藤「1922年9月の日本共産党綱領（下）」、42、44頁。

(32) 太田雅夫、高津正道、浦田武雄、高瀬清「座談会「暁民共産党」と第一次日本共産党」同志社大学人文科学研究所編『近藤栄蔵自伝』ひえい書房、1970年、483頁。

(33) 同前。高津は、この一節を「天皇制廃止」と訳したと回想している。しかし、「天皇制」という用語が日本語ではじめて公式に使用されたのは「31年政治テーゼ草案」においてであるから、この「天皇制廃止」と訳したという部分は、のちの経験が投影された“創られた記憶”であろう。

(34) РГАСПИ, 495/127/50/161.

(35) РГАСПИ, 495/127/61/12.

(36) 「日本における共産主義者の任務」村田編訳『コミンテルン資料集』、503-506頁；同『資料集 コミンテルンと日本』、495-499頁。

(37) ドイツより送付された「32年テーゼ」が日本語訳された際、河上肇による下訳で“monarchy”は「君主制」とされていたが、村田がそれを「天皇制」と訳し直している（村田陽一「32年テーゼと河上さん」『河上肇全集・月報5』岩波書店、1982年）。村田が「22年綱領草案」を訳出する際、「天皇制」と「君主制」の違いについて留意していたと判断することは十分に可能であろう。

(38) 加藤哲郎「社会民主党宣言から日本国憲法へ——日本共産党22年テーゼ、コミンテルン32年テーゼ、米国OSS42年テーゼ」『葦牙』31号、2005年、99頁。

命の性格を、ブルジョア革命と捉えるか、プロレタリア革命と捉えるか、という対立があったため、君主制という言葉が回避され、「完全に民主的な政府の要求」という表現に落ち着いたのではないかと考えられる。

つまり、石神井臨時党大会で討議に付された(A)には、普通選挙権獲得および君主制の廃止という問題が含まれており、それはモスクワでブハーリンが起草した(B)に沿う内容であった。さらに、石神井臨時党大会開催までに、ヴォイチンスキーは(B)の内容を熟知したうえ、その日本への送付を承知していたことから、「(A) = (B)」という推測が成立する。つまり、少なくとも民族綱領部分については、石神井臨時党大会で審議未了となった「日本共産党綱領草案」が、1923年1月初めまでにモスクワでブハーリンが起草した「日本共産党綱領草案」そのものであったに相違ない。

報告書によれば、石神井臨時党大会で検討された綱領が、「Ⅰ. 序論的部分、Ⅱ. 日本の現在の社会構造に関わる部分、Ⅲ. 日本の共産主義運動の目標、Ⅳ. 共産主義革命の戦術」⁽³⁹⁾ からなる4章構成であったことは明白である。すでに松尾は、議事録を精査するなかで、討議に付された「日本共産党綱領草案」が「明確に四段にわけて」あり、その第一段が「序論的部分」、すなわち各国共産党に共通すべき一般綱領部分であった可能性を指摘していた⁽⁴⁰⁾。報告書は、松尾の指摘を裏付けるように、石神井臨時党大会で討議されたブハーリン起草の「日本共産党綱領草案」には、各国共産党に共通すべき一般綱領部分が含まれていたことを示している。

議事録によれば、綱領討議にあたって第一に「ブ氏の草案」が示されているから、参加者にとってブハーリン起草であることは自明のことであり、また「翻訳者の説明」が求められていることから、前述した高津の回想に明らかなように、おそらくは英語であったことが確認される⁽⁴¹⁾。また、高津の「ブハ君の書いたのはいいものであります。要するに日本の形勢は…」という発言が記録されていることから⁽⁴²⁾、ブハーリンの起草は十分に推測可能である。

すなわち、3月初めに日本に届いた「ブハーリン同志による綱領草案および、綱領作成のための他の資料」とは、加藤が推測した「ブハーリン世界綱領草案」および日本の綱領作成のための簡単な4段構成の指令⁽⁴³⁾ではなく、一般綱領部分と民族綱領部分から構成される全体をブハーリンが起草した「日本共産党綱領草案」(以下、「ブハーリン日本共産党綱領草案」と略記する)そのものであり、その一般綱領部分が、「ブハーリン世界綱領草案」であったと結論づけられる。とはいえ、この「ブハーリン日本共産党綱領草案」が、前章で提起したように一般綱領部分を含む「22年綱領草案」の完全版であると即断することはできない。

結局のところ、石神井臨時党大会で「ブハーリン日本共産党綱領草案」は、来るべき日本革命がブルジョア革命か、プロレタリア革命か、という見解の対立に基づく普通選挙権・合法政党組織間

(39) РГАСПИ, 495/127/61/10-11.

(40) 松尾「創立期日本共産党史のための覚書」, 134-135頁。

(41) 松尾「創立期日本共産党史のための覚書」, 112頁。

(42) 松尾「創立期日本共産党史のための覚書」, 119頁。

(43) 加藤「1922年9月の日本共産党綱領(下)」, 52-53頁。

題の扱いをめぐる審議未了となり、報告書には「われわれは残念ながら拡大プレナムに我が党の綱領を提示できない」と記された。それにもかかわらず、1923年6月に開催されたコミンテルン第3回拡大プレナムで、ブハーリンは「現在われわれの手もとは、個々の党——イギリスの党と日本の党——のふたつの草案がある」⁽⁴⁴⁾と、「日本共産党綱領草案」の存在を述べており、前章で示した「23年6月綱領草案」がこれにあたる可能性がある。

はたして石神井臨時党大会で討議された「ブハーリン日本共産党綱領草案」が、「23年6月綱領草案」と同一であったのかという点については、次章で追究することとしよう。

3 コミンテルン第3回拡大プレナム

石神井臨時党大会では、すでに第3回拡大プレナムの日本代表として荒畑〔青木〕の派遣を決定していたが⁽⁴⁵⁾、その背景には、頑強な普選反対論者である荒畑に、直接コミンテルンの意向を確認させようとの思惑があった⁽⁴⁶⁾。荒畑は、自身の回想によれば3月下旬に日本を出発し、4月24日モスクワに到着している⁽⁴⁷⁾。

荒畑の派遣は、石神井臨時党大会での対立点についてコミンテルンに報告することをもかねていたが、これについては、1923年5月の日付と“K.Aoki (青木)”の署名がある「日本共産党臨時党大会における意見相違点」と題された英語報告書⁽⁴⁸⁾が残されている。その論点は、合法政党組織をめぐる意見対立、すなわち現在の日本の政治体制をいかに把握すべきか、という点にあった。

この報告書では、まず、合法政党の即時結党を主張するグループの意見がまとめられる。このグループは、日本の来るべき革命とはブルジョア革命であり、プロレタリア革命はブルジョア革命が成功したのちにしか起こりえないとする。その理由は、武藤山治を中心とする実業同志会などの活動がブルジョア革命を志向するものと捉えられる以上、急進的ブルジョアジーを獲得するべく緊急の政党組織が必要である、という点にあった。

これにたいして、合法政党時期尚早論を主張するグループは、第一次世界大戦中の日本ブルジョアジーの急速な発展により、日本ではフランス革命、ロシア三月革命のような“純”ブルジョア革命は起こりえないと断言する。しかし、官僚制および封建遺制に依存して発達をとげた日本ブルジョアジーにとって、もはや官僚制の存在は障害でしかなく、日本ブルジョアジーは官僚から政治的権力を奪取し、自らの手に掌握することを企図している、との現状認識が示される。だが、ブルジョアジーにとっての主要な敵はあくまでも官僚制にあり、君主制の廃止と共和制国家の樹立によるブルジョア民主主義体制の確立には断固として反対の立場をとるであろうと、急進的ブルジョアジーにたいして即時結党を主張するグループとはまったく異なる評価を下している。

(44) 村田編訳『資料集 コミンテルンと日本』, 151頁。

(45) РГАСПИ, 495/127/61/13.

(46) 松尾尊発『大正デモクラシー』岩波書店, 1974年, 270頁。

(47) 荒畑寒村『新版寒村自伝 下巻』筑摩書房, 1960年, 29, 76頁。

(48) РГАСПИ, 495/127/62/1-7.

時期尚早論を主張するグループの見解のなかでとくに注目すべき点は、“ミカド”すなわち天皇の権力についての認識にある。天皇とは、官僚制による国民抑圧の手段であると同時に、官僚制が自らの権益をまもるための手段とされ、それゆえに官僚制は国民の天皇崇拜を最大限に利用しているものと位置づけられる。さらに、国民の天皇崇拜はブルジョアジーにとっては障害であるが、それでも天皇は有用な“武器”であり、ブルジョアジーの目的は官僚制になりかわって自らが主導権をにぎる国家体制を樹立することにある、と捉えられる。そのために、日本での来るべき革命はプロレタリア革命であるとされるが、その理由は、天皇崇拜を支配の手段とするブルジョアジーによるブルジョア革命は不可能であり、一般大衆を革命化しさえすればただちにプロレタリア革命が可能である、との認識にあった。さらに、農民を都市労働者にくらべて政治的におくれた存在と規定し、共産党が獲得すべきは、この農民をもふくむ一般大衆全体ではなく、急進的かつ階級意識を有する労働者のみであると結論づけられた。

つまり、荒畑の報告書は、自らの合法政党時期尚早論を主張する立場から合法政党の即時結党を強く拒否する内容であった。この荒畑の報告書を前提に、直後の6月12日から開催されたコミンテルン第3回拡大プレナムにおける「日本共産党綱領草案」の取り扱いを検討してみよう⁽⁴⁹⁾。

議事のなかで最初に日本問題がとりあげられたのは、6月12日のジノヴィエフ報告「第2および第2半インタナショナルの合同」であった。ここで、ジノヴィエフは「日本共産党における新世代の優れた活動家のひとりである」と荒畑を評価したうえで、日本では非合法共産党のみが存在可能である、との荒畑の認識を手厳しく批判した。そのうえで、日本共産党はアメリカ共産党が合法的な労働者政党の創立に成功した点に学ぶべきであると、合法政党の設立は既定路線であることを再確認した⁽⁵⁰⁾。この批判にたいして、荒畑は6月14日の会議で、合法政党組織は政治運動に反対する労働者階級の積極的分子を失うことを意味し、それによって日本共産党は今後数年間の活動に支障をきたすであろうと、なおも合法政党組織が時期尚早であることを主張している⁽⁵¹⁾。

綱領問題については、6月21日のプハーリン演説でのみふれられたが、ここでは既述のように「23年6月綱領草案」が手もとにあるとされた。また、同時に「23年6月綱領草案」の民族綱領部分に、日本の来るべき革命の性格、すなわちブルジョア革命かプロレタリア革命か、という論争点があることを指摘し、「わたしの考えではまったく正しいこと」として、日本ではブルジョア革命を第一に経過する必要がある、このブルジョア革命が「きわめて短い期間にプロレタリア革命に転化するであろう」と、荒畑の報告内容を否定している⁽⁵²⁾。プハーリン演説は、前章で検討した石神井臨時党大会報告書、さらには荒畑の報告書の内容をふまえたものであったが、日本共産党中央執行委員会が、第3回拡大プレナムに自らの綱領を提示できない、と報告していたこととの矛盾がこのころ。

(49) 第3回拡大プレナムの概要については、村田『コミンテルン資料集』、595-596頁を参照。

(50) *Protokoll der Konferenz der Erweiterten Exekutive der Kommunistischen Internationale* (Hamburg, 1923), S.27.

(51) *Protokoll*, S.87-88.

(52) 村田『コミンテルン資料集』、151-152頁。

この点について注目すべきは、「22年綱領草案」訳出の典拠となった1924年刊行の各国語版『綱領問題資料集』における「日本共産党綱領草案」の扱いである。このうち、仏語版⁽⁵³⁾のみに「この草案はブハーリンの草案にほかならない。この草案には、日本の同志たちが、日本共産党の特殊的要求事項に関する1章を付け加えた。ここでは、その補完的な章のみを示す」⁽⁵⁴⁾との原注が付けられている。この説明に従うなら、『綱領問題資料集』に収録された「日本共産党綱領草案」とは、日本の同志たちが付け加えた補完的な1章であるということになるが、ここには石神井臨時党大会での論争点であり、決着をつけることができなかった普通選挙権の問題が含まれていることから、これは少なくとも石神井臨時党大会時代に日本で起草されたものではない、と判断できる。また、加藤は『綱領問題資料集』に掲載された「日本共産党綱領草案」とは、同書に掲載された「ブハーリン世界綱領草案」の「付録」、あるいは「下位綱領」にあたるものと指摘している⁽⁵⁵⁾。実際に内容から判断するとこれは妥当な指摘であり、したがって『綱領問題資料集』に収録された「日本共産党綱領草案」も、「ブハーリン世界綱領草案」の内容を熟知するモスクワで、おそらくはブハーリン自身によって起草された可能性が高い。

その「ブハーリン世界綱領草案」の末尾に記された一文についても、各テキスト間に注目すべき異同が見受けられる。その初出である『インプレコール』掲載のもの（1922年11月）では、「共産主義インタナショナルの各支部は、次の補足的な要求と綱領的命題〔民族綱領部分〕を提示する」とされている。このうち「共産主義インタナショナルの各支部」という部分は、「23年6月綱領草案」の下書きでは「共産主義インタナショナルの日本支部」とされるが⁽⁵⁶⁾、清書版では削除され⁽⁵⁷⁾、『綱領問題資料集』収録の際には、ふたたび「共産主義インタナショナルの日本支部」として加えられることになる。だが、その直後の1924年6月に開催されたコミンテルン第5回大会で採択を決議した、「ブハーリン世界綱領草案」を基本的枠組みとする「共産主義インタナショナル綱領」に、この一文はない⁽⁵⁸⁾。

ここで注目すべきは、『インプレコール』および『綱領問題資料集』では、「ブハーリン世界綱領草案」は独立したひとつの文書であったが、「23年6月綱領草案」ではその一部、すなわち日本共産党綱領草案の一般綱領部分とされた、という点にある。つまり、少なくとも1923年6月の第3回拡大プレナムの時点では、ブハーリンは自ら起草した「ブハーリン世界綱領草案」を、自らの手もとにある日本共産党の「23年6月綱領草案」の一般綱領部分として取り扱っていたことがわかる。

⁽⁵³⁾ *Le programme de l'Internationale Communiste. Projets présentés à la discussion du 5^e congrès mondial (Paris 1924)*, 131.

⁽⁵⁴⁾ この後半部分について、村田は「ここでは、この補足的な章だけを掲載する」（村田「コミンテルン文献覚え書」, 50頁）、および「ここではこの補足的な章はのせない」（村田「コミンテルン資料集」, 610頁）との異なる訳を行っており、後者の解釈については「誤解に基づくもの」（同前）としている

⁽⁵⁵⁾ 加藤「社会民主党宣言から日本国憲法へ」, 98-99頁。

⁽⁵⁶⁾ РГАСПИ, 495/127/50/39.

⁽⁵⁷⁾ РГАСПИ, 495/127/50/73.

⁽⁵⁸⁾ Program of the Communist International (Draft adopted at the Fifth Congress of the Communist International), *International Press Correspondence*, Vol.4, No.69 (30. Sep.1924), 749-763.

前述の6月21日のブハーリン演説で、「日本の草案には一般的部分がふくまれており、それを採択するということは、他国の綱領の一般的部分をも規定することになる」⁽⁵⁹⁾と述べられるには、このことが影響していたのである。だが、なぜ日本共産党綱領草案の一部とされた「23年6月綱領草案」に限って、一般綱領部分が6章構成となっていたのか（他は4章構成）、この点の説明がつかない。

そもそも、石神井臨時党大会で討議された「ブハーリン日本共産党綱領草案」の一般綱領部分が4章構成であったか、あるいは6章構成であったかは判然としない。第一次共産党事件における堺利彦の予審訊問調書⁽⁶⁰⁾によると、堺は「被告ハ『ヴハーリン』ノ『プログラム』ノ草案ヲ見タ事ガアルカ」との問いに、「『プレス、コーレスポデンス』[インプレコール]ノヲ見タノデス」と答えており、その内容について「ブハーリン世界綱領草案」の4章構成に完全に照応する説明を行っている。だが、これはあくまでもインプレコール掲載のものについてであって、当然ながらその存在を秘匿すべき「ブハーリン日本共産党綱領草案」の一般綱領部分について述べているわけではない。

6月21日のブハーリン演説に戻ると、このとき彼の手もとにあった「23年6月綱領草案」は、ブハーリン自身も参加した「一委員会で作成された」ものであるとされている。おそらく、1922年11月の「ブハーリン世界綱領草案」発表と前後する時期に、ブハーリン個人、あるいは彼も参加した綱領問題小委員会の手によって「日本共産党綱領草案」の民族綱領部分が作成され、さらに一般綱領部分として「ブハーリン世界綱領草案」が付け加えられた。これが、第2章で明らかにした、石神井臨時党大会での討議の結果審議未了となった「ブハーリン日本共産党綱領草案」であり、これは日本では審議未了となったものの、ブハーリン個人あるいは綱領問題委員会日本小委員会での検討がモスクワで続けられていたのではないだろうか。つまり、石神井臨時党大会で審議未了におわった「ブハーリン日本共産党綱領草案」こそが、モスクワで加筆、訂正された可能性がのこるにせよ、第3回拡大プレナムでブハーリンの手もとにあった「23年6月綱領草案」であった。とはいえ、これがなぜ第3回拡大プレナムに提案されたかという経緯については不明である。

また、この「23年6月綱領草案」＝「ブハーリン日本共産党綱領草案」が、「ブハーリン世界綱領草案」を一般綱領部分とし、「22年綱領草案」を民族綱領部分として構成されていたことから、第1章で述べたように、これが村田、加藤がその存在を推測していた、「22年綱領草案」の一般綱領部分を含む完全版であった可能性が極めて高い、ということが導き出される。つまり、石神井臨時党大会では、通説どおりに「22年綱領草案」が討議され、それは審議未了におわったのである。

だが、石神井臨時党大会の結果、「22年綱領草案」を審議未了とするとともに、第3回拡大プレナムに「我が党の綱領を提示できない」と報告した日本共産党中央執行委員会は、その直後から「22年綱領草案」にかわる新たな綱領作成を開始していた。そもそも、石神井臨時党大会における綱領討議では、たんに「22年綱領草案」を受けられるか否かが問題になったのではなく、荒畑の報

⁽⁵⁹⁾ *Bulletin of the Enlarged Executive of the Communist International*, No.14 (Moscow, 23. Jun. 1923), 7.

⁽⁶⁰⁾ 「堺利彦予審訊問調書（第2回，1923年6月8日）」松尾尊允編『続・現代史資料 社会主義沿革2』みすず書房，1986年，464頁。

告書に明らかなように、日本の来るべき革命がブルジョア革命かプロレタリア革命か、という対立こそが最大の争点であった。それゆえに、ブルジョア革命の遂行を求める「22年綱領草案」は審議未了とされたのであり、第一次共産党はそれを土台としながらも自ら綱領草案の作成を企図したのである。次章では、その第一次共産党が独自に起草した綱領について明らかにしておく。

4 「1924年2月の日本共産党綱領草案」

石神井臨時党大会で「22年綱領草案」は審議未了におわったが、それは、第一次共産党が自ら綱領を作成しようとしたためでもあった。日本共産党中央執行委員会は、綱領起草を行うために綱領委員会を設置したこと、また3ヶ月後に再度党大会を招集して、綱領委員会起草の草案を土台とした新たな「日本共産党綱領草案」を採択する予定であることをコミンテルンに報告している⁽⁶¹⁾。綱領委員会は、佐野学を委員長として、以下高津、野坂参三、猪俣津南雄、市川正一、杉浦啓一、山川均らによって構成され、石神井臨時党大会での討議をふまえた草案作成をめざしていたが⁽⁶²⁾、1923年6月5日の第一次共産党事件により途絶を余儀なくされた。

このとき、検挙を逃れて日本を脱出した佐野、高津、近藤栄蔵は、荒畑とウラジオストクで合流して、7月20日に日本共産党在外ビューローを設立している⁽⁶³⁾。これは、コミンテルン執行委員会東部極東セクション在ウラジオストク代表ファインベルク⁽⁶⁴⁾の指導のもとで、日本共産党の代表機関としての活動を行うべく、コミンテルン執行委員会幹部会からの期待をうけていた⁽⁶⁵⁾。

佐野らはコミンテルン執行委員会に宛てた報告書で、在外ビューローが「日本共産党綱領の研究」を行うよう提案しているが、佐野、高津以外の綱領委員が第一次共産党事件により収監されていることを、その理由としてあげた⁽⁶⁶⁾。つまり、綱領委員会が行っていた日本共産党綱領草案の作成を、ウラジオストクの在外ビューローが継続すべきであるとしていたのである⁽⁶⁷⁾。在外ビューロー

(61) РГАСПИ, 495/127/61/11-12.

(62) РГАСПИ, 495/127/61/81-98；加藤「第一次共産党のモスクワ報告書（上）」、38-44頁。

(63) РГАСПИ, 495/127/43/2；*ВКП(б), Коминтерн и Япония*, 300-301. なお、在外ビューローの成立過程とその具体的活動については、拙稿「日本共産党ウラジオストク在外ビューローについての基礎的検討 — 第一次共産党事件以降の党活動の諸相一」（『キリスト教社会問題研究』56号、2008年）を参照されたい。

(64) このとき、ウラジオストクのコミンテルン執行委員会東部極東ビューローは活動停止となり、ビューローが担った任務はファインベルク個人に引き継がれていた（РГАСПИ, 495/127/44/3-4）。

(65) РГАСПИ, 495/127/43/1.

(66) РГАСПИ, 495/127/58/44-55. なお、この報告書は英語であるが、ほぼ同様の内容の日本語版もある（РГАСПИ, 495/127/61/81-98）。

(67) この点について、加藤は「モスクワで綱領を作成する方向を、日本共産党側から提案している」とする（加藤「1922年9月の日本共産党綱領（下）」、46-47頁）。加藤の典拠は、注（66）にあげた日本語報告書の「日本局に於て日本CP〔共産党〕の綱領を作成する事」という記述にあるが、この部分は注（66）の英語報告書では“The said bureau should take up the work left over by the program committee”とされている。この“The said bureau”が、文中の前後関係から在外ビューローを指していることは明白であり、日本語報告書の「日本局」も在外ビューローを意味することになる。そのため、加藤の指摘は誤解である。

一の議事録を検討するかぎり、「日本共産党綱領草案」の作成についてふれた部分はないが、今回発見した第二の「日本共産党綱領草案」がその成果に相当する。

この第二の「日本共産党綱領草案」には、(1) 英語手書きテキスト (495/127/92/1-33)、(2) 英語タイプ・テキスト (495/127/92/34-56)、(3) 英語タイプ・テキストによる「第二版」(495/127/92/57-79) の三種がある⁽⁶⁸⁾。それぞれ若干の異同はあるが、内容に影響を与えるものではない。そのため、引用については(2)のテキストを用いるものとする。

まず、作成の経緯については、その末尾に以下のように記されていた。

この綱領草案は、1924年2月にウラジオストクの日本ビューロー〔在外ビューロー〕で作成された。日本ビューローと日本共産党中央執行委員会は、ウラジオストクおよび日本でそれぞれ草案を作成することに同意していた。日本共産党中央執行委員会作成の草案は、コミンテルン第5回大会の代表者がウラジオストクあるいはモスクワに持参し、日本ビューロー、日本共産党中央執行委員会それぞれが作成した草案を比較検討したうえで、第5回大会に提出する最終的な草案を完成させるという予定であった。しかし、日本共産党中央執行委員会作成の草案はいまだ当地に到着しておらず、到着するとしても非常に遅れるだろうとの見込みから、われわれはウラジオストクでこの草案を作成し、参考資料として提出するものである⁽⁶⁹⁾。

コミンテルン第4回大会では、次期世界大会の3ヶ月前までに各国共産党がコミンテルン執行委員会に各党の綱領草案を提出するよう求める決議が採択されており⁽⁷⁰⁾、在外ビューロー、そして1923年10月22日開催の第3回党大会で組織された国内新中央執行委員会⁽⁷¹⁾は、ともにこの決議を遂行するべく、それぞれ綱領草案の作成を行っていたことがわかる。その成果が、この第二の「日本共産党綱領草案」(以下、「24年2月綱領草案」と略記する)であったが、その内容は「22年綱領草案」とはまったく異なる構成・内容となっており、一般綱領部分が、「Ⅰ、資本主義社会、Ⅱ、資本主義の最新の発達、Ⅲ、世界的な革命期の到来、Ⅳ、共産主義社会、Ⅴ、プロレタリア国家、Ⅵ、共産党の任務」の6章、民族綱領部分が「Ⅶ、日本社会の発達とその特質、Ⅷ、日本共産党の

(68) なお、この存在については、『ソ連共産党、コミンテルンと日本、朝鮮』（平成10年～平成11年度 科学研究費補助金基盤研究(B)(2) 研究成果報告書、研究代表者 石井規衛、2000年3月）ではじめてふれられたが、その内容についての言及はなされていない。また、この報告書をもとにして刊行された露語史料集（*В КП(б), Коминтерн и Япония*）で、この部分は収録されなかった。

(69) РГАСПИ, 495/127/92/55-56。なお、コミンテルン第5回大会は1924年3月に開催予定であったが、1923年10月のドイツにおけるラント労働者政府の崩壊や1924年1月のレーニン死去の影響を受け、1924年3月21日のコミンテルン執行委員会会議で6月への延期を決定した（加藤『コミンテルンの世界像』, 90-91頁）。

(70) 加藤『コミンテルンの世界像』, 84頁。

(71) РГАСПИ, 495/127/69/64-76；加藤「第一次共産党のモスクワ報告書（下）」, 53-57頁。新中央執行委員会は、饒平名、佐野文夫、赤松、北原、立田泰、浅沼稲次郎によって構成されたが、病気を理由に選出を辞退した山川が実質的なリーダーであったと思われる。

戦術」の2章によって構成されていた。一般綱領部分の内容は、「ブハーリン世界綱領草案」の内容を圧縮したうえで、独自の見解を加えたものとなっており、民族綱領部分をふくめたその全文をあらためて紹介したいと考えている。そのため、本稿では民族綱領部分で注目すべき点について述べるにとどめる。

第一に、日本資本主義については、日本資本主義の原点を「1868年革命」すなわち明治維新におくとともに、「戦争とともに発展する日本資本主義」という視点を明確にして、第一次世界大戦を日本資本主義の頂点と位置づける。そのうえで戦後恐慌、さらに関東大震災の打撃が、英米資本への日本資本主義の従属をより強化させているとの観測が示され、結論としては日本資本主義急速没落論の立場をとっている。

第二に、日本の政治体制が、少数の巨大ブルジョアジーによる国家権力掌握のもとでの立憲君主制（constitutional monarchy）とされた点にあり、国家権力規定としては、「22年綱領草案」の地主・ブルジョアジーによるブロック権力説から、ブルジョアジーのヘゲモニー確立を重視する見解へと転換した。だが、そのうえで「日本共産党は、ブルジョア革命の完成を援助しなければならない」と、来るべき日本革命はブルジョア革命であり、その実現のために、普通選挙権の獲得と合法政党组织が必須であると述べられる。この理解は、まさしく「22年綱領草案」そのものであり、革命戦略という点においては、ふたたび「22年綱領草案」へと立ち戻ることになった。

当然ながら、そこにはコミンテルンからの重ね重ねの示唆があった。ファインベルクは合法政党组织に積極的であり、在外ビューロー設立直後の8月1日に、イギリス労働党をモデルとした合法政党组织案を在外ビューローに提案し、つづく5日に承認されている⁽⁷²⁾。また、合法政党组织に頑強に反対していた荒畑の翻意も、合法政党组织の流れを決定づけた⁽⁷³⁾。

ところで、その前提となる日本の政治体制が立憲君主制と理解されていたことは、荒畑の報告書で言及された、天皇を官僚・ブルジョアジーによる国民抑圧の“武器”とする認識と通底している。「32年テーゼ」からひるがえって評価すると、この理解は天皇制のもつ独自の役割を軽視したものと否定的に捉えられるだろう。だが、当時の日本の政治体制を考えるならば、1918年9月に原政友会内閣が成立し、曲がりなりにも帝国憲法下での政党政治が実現していた。1921年4月の「日本共産党宣言」⁽⁷⁴⁾が、原内閣の成立を「ブルジョア政権の成立」であると指摘していたことを考え合わせると、大正デモクラシー期における立憲主義の加速度的進展が、この立憲君主制という現状認識に影響した可能性を指摘しておきたい⁽⁷⁵⁾。

第三に、「当面の要求」として、政治的・社会的分野17項目、経済的分野7項目、農業分野4項目

⁽⁷²⁾ РГАСПИ, 495/127/66/28.

⁽⁷³⁾ 荒畑は1923年7月13日の受領印がある英語書簡で、合法政党组织の具体的な組織計画についてコミンテルンに照会を行っている（РГАСПИ, 495/127/63/10-12）。ところで、荒畑の第3回拡大プレナム出席を契機とするアナールコ・サンジカリズムからの脱却は、コミンテルンにとって大きな収穫であった。ファインベルクは「モスクワでの経験でその視野が格段に広がった」と荒畑を高く評価した（РГАСПИ, 495/127/66/29-30）。

⁽⁷⁴⁾ 村田『資料集 コミンテルンと日本』, 484-485頁；ВКП(б), Коминтерн и Япония, 259-261.

⁽⁷⁵⁾ 天皇機関説が、この時期憲法学説として受け入れられていたことにも、留意が必要であろう。

目、国際関係の分野4項目が掲げられているが、そこに部落差別の完全撤廃、家父長制の廃止、女性および未成年労働者の保護、植民地の放棄と植民地民族の自決など、「22年綱領草案」にはみられなかった独自の創見が多くふくまれる点である。「24年2月綱領草案」では、革命の推進力として、水平社および農民に大きな期待を寄せるとともに、「植民地における革命的要素との協力」や「青年および女性運動の発展」を、その戦略に掲げていた。これは前章でみた荒畑報告書にも示されていた、先進的プロレタリアートを革命の主体とする従来の見解からの転換であり、この「当面の要求」は、サンジカリズムの残滓を捨て、政治行動に一步を踏み出したばかりの第一次共産党が目指すべき政治的統一戦線の方向性を、明確に打ち出したものとなった。

つまり、「24年2月綱領草案」とは、コミンテルンの影響を受けながらも、日本社会の現実を見据えた独自の理論的基礎によって作成されたものと結論づけられ、ここで各国共産党に共通する一般綱領部分までも起草したことは、コミンテルンに全面的に依拠せず自ら綱領を作成しようとする第一次共産党の意志の結実であったと評価されよう。とはいえ、これは参考資料としての扱いにとどまり、コミンテルン内部で実際に検討された形跡は見受けられず、直後に刊行された『綱領問題資料集』には、「日本共産党綱領草案」として「22年綱領草案」が収録されるにいたった。

第一次共産党の解党ののち、1925年1月開催の上海会議で作成された「1月テーゼ」⁽⁷⁶⁾からは、「22年綱領草案」が審議未了とされたことや、これにかわるものとして起草された「24年2月綱領草案」の路線は、ともにコミンテルンにとって容認できないものであったことが、以下の部分に示される。

共産主義インタナショナルは日本の同志たちにたいして、国の民主化の要求に、絶対主義および国内の封建遺制の階級的基礎を暴露するという要求に取りくむ必要があることについて…2年ちかくにわたって一再ならず注意を喚起してきたこと…本会議は、日本共産党が過去2カ年にわたってコミンテルンの指示にしたがわなかったことを指摘し…⁽⁷⁷⁾

ビューロー [共産主義ビューロー] のわが同志たちは、日本の労働者階級の先進分子の教育ということを…2年前に共産主義インタナショナルによって決定された日本共産党の綱領案を基礎として作成された最小限綱領 [[「22年綱領草案」] にもとづく労働者の政治的・経済的諸要求のための共産主義者の日常闘争の過程という形態では考えていない⁽⁷⁸⁾。

このように、共産党再建の前提条件として、コミンテルンは「22年綱領草案」の立脚点へふたたび立ち返ることを共産主義ビューローに求めた。とくに、「絶対主義および国内の封建遺制の階級的基礎を暴露する」ことが十分に行われなかった、との批判に留意すべきである。「22年綱領草案」

(76) РГАСПИ, 495/127/120/50-66; 村田『資料集 初期日本共産党とコミンテルン』, 6-15頁; ВКП(б), Коминтерн и Япония, 333-341.

(77) РГАСПИ, 495/127/120/54; 村田『資料集 初期日本共産党とコミンテルン』, 8-9頁。

(78) РГАСПИ, 495/127/120/62; 村田『資料集 初期日本共産党とコミンテルン』, 13頁。

では、国家権力規定は地主とブルジョアジーのブロックにおかれ、絶対主義という概念をここから読み取することはできない。つまり、コミンテルンの方針が、この時点ですでに「22年綱領草案」とは異なる理論的立脚点によったことを示しているのだが、この点については、コミンテルンにおいても、日本の国家権力規定が揺れ動いていたことを指摘しておくにとどめたい⁽⁷⁹⁾。

「1月テーゼ」が発せられたのち、1925年4月に開催された共産主義ビューロー拡大会議では、「同志ブハーリンのJCPプログラム〔22年綱領草案〕の配布」を決定し⁽⁸⁰⁾、共産主義ビューローが「22年綱領草案」の路線に服することがあらためて確認された。ここに、「24年2月綱領草案」は、歴史のなかに埋もれる運命をたどることになったのである。

おわりに

ここまで、第一次共産党期に作成されたふたつの「日本共産党綱領草案」の作成過程と、その歴史的位置づけを検討してきたが、ふたたび「22年綱領草案」をめぐる加藤－犬丸論争へと立ち返って、本稿が明らかにした点を示したい。

加藤と犬丸の最大の対立点は、「22年綱領草案」の作成時期にあったが、本稿では、1922年12月以降、1923年1月初頭までの作成と結論づけ、結果的に犬丸が支持する通説を裏付けることになった。それは、「23年6月綱領草案」が「22年綱領草案」の完全版であると推定して、石神井臨時党大会での討議に付された「ブハーリン日本共産党綱領草案」が「23年6月綱領草案」と同一のもの、すなわち「ブハーリン日本共産党綱領草案」が「22年綱領草案」であることを導き出したためであった。だが、現時点では、石神井臨時党大会で討議された「22年綱領草案」そのものの現物を確認するにはいたっておらず、その探索は今後の課題として残された。

この結論をふまえて、残る対立点である（1）高瀬の回想への評価、（2）石神井臨時党大会で「君主制の廃止」が討議されたか否か、という問題についても筆者なりの解釈を提示しておきたい。

（1）について高瀬は、石神井臨時党大会で「大逆事件のいたましい経験」をもつ堺が“モナーキー”の問題を議題として取りあげることに反対し⁽⁸¹⁾、自らが「万慮と果敢によって天皇制の記録を全部削除して、書かなかった」⁽⁸²⁾としている。ここでは、1923年5月に荒畑がコミンテルン

(79) 「22年綱領草案」から「1月テーゼ」へといたるコミンテルンの国家権力規定の変遷については、犬丸義一「マルクス主義の天皇制認識の歩み」（遠山茂樹編『近代天皇制の展開』岩波書店、1987年所収）、230-241頁に詳しい。

(80) РГАСПИ, 495/127/124/98-106；加藤哲郎「体制変革と情報戦」『岩波講座 帝国日本の学知』第4巻、岩波書店、2006年所収、123頁。なお、「1925年」と手書きで記入されている露語版の「日本共産党綱領草案」も別に存在しているが（РГАСПИ, 495/127/118/1-38）、これは一般綱領部分および民族綱領部分からなるもので、「23年6月綱領草案」＝「22年綱領草案」と完全に同一の文書であった。つまり、上海会議以降、コミンテルンにおいても「22年綱領草案」の再検討が行われたものと考えられる。

(81) 高瀬『日本共産党創立史話』、124頁。

(82) 同前、152頁。

に提出した「日本共産党とその活動」と題する英語報告書のなかで、もし現時点で共産党が弾圧により破壊されるならば、大逆事件（the anarchist trial of 1911）以降の閉塞した状況にふたたび立ち戻ることになるであろう、と記されたこと⁽⁸³⁾に注目したい。堺、荒畑らにとって、大逆事件とその後の「冬の時代」とは、忘れられぬ痛苦の経験であったことは明らかであり、高瀬が堺の心情をくんで「天皇制の記録を全部削除して、書かなかった」ことは十分にあり得る。そのため、高瀬の回想は、それを裏付ける直接的な史料がないとはいえ、高瀬による創作であるとまで断じることはできない。

(2)については、討議されたと結論づけられるが、当時の君主制という用語がなにを含意していたかに注目すべきである。この時期、日本の政治体制は立憲君主制として捉えられるとともに、天皇の存在は官僚・ブルジョアジーによる国民抑圧の“道具”とみなされており、そこに「32年テーゼ」以降の絶対主義的天皇制という含意はなかった。つまり、君主制の廃止が討議されたか否かを議論すること自体が「32年テーゼ」を立脚点とする問題設定にはかならないのであり、「32年テーゼ」に結実する絶対主義的天皇制という把握の原点が、あらためて追究されるべきであると考えらる。

さらに、本稿では「22年綱領草案」にかわるものとして、第一次共産党在外ビューローが独自に起草した「24年2月綱領草案」の存在を示したが、その歴史的意義を20世紀日本の社会主義・共産主義運動という視点から俯瞰しておきたい。

かつて犬丸は、第一次共産党を、たんに日本共産党の成立という観点にとどまらず「日本マルクス主義の源流」として位置づけ、第一次共産党の分析は日本マルクス主義のあり方を考える「原点」であることを指摘した⁽⁸⁴⁾。それは、山川、荒畑らが、労農派をへて戦後の日本社会党を担うにいたった事実に着目し、そこに共産党から社会民主主義政党が分岐するという、社会民主主義形成の「日本の特徴」を見出したがゆえであり、第一次共産党から労農派、さらには戦後の日本社会党左派への連続性を先駆的に提起したといえる。だが、「本史」としての日本共産党成立という評価軸のなかで、犬丸自身が指摘した「明治社会主義の到達点」という第一次共産党が有したもうひとつの歴史的意義は、「前史」として後景に退かざるを得なかった。

近年、明治社会主義から戦後までを貫徹する連続性、という側面についても光があてられつつあるが、それはソ連崩壊にともなう社会主義・共産主義運動の歴史的正当性の失墜により、20世紀日本の社会主義・共産主義運動の到達点を、あらためて検証する作業が要求されたためであった。加藤や田中真人は、1901年の「社会民主党宣言」を日本社会主義の「原点」として再評価し、20世紀日本の社会主義・共産主義運動を、その戦略・戦術の変遷ではなく、“よりよき社会”を実現するために獲得した達成物、という観点から捉え直すことを提起している⁽⁸⁵⁾。具体的な評価軸として

(83) РГАСПИ, 495/127/62/29.

(84) 犬丸『第一次共産党史の研究』, 301-303頁。

(85) 加藤「社会民主党宣言から日本国憲法へ」、田中真人「民主主義・平和主義・社会主義 ―日本共産主義運動史研究最近の一〇年―」『史林』89巻1号, 2006年1月（のちに「日本共産主義運動史研究・最近の一〇年」として、加藤哲郎、伊藤晃、井上學編『社会運動の昭和史 語られざる深層』白順社, 2006年に収録）。

は、田中がいう「民主主義・平和主義・社会主義」という精神に端的にあらわされ、加藤はその精神が「社会民主党宣言」から第一次共産党、労農派、そして戦後の社会党左派へと継承されたことを指摘する⁽⁸⁶⁾。

「24年2月綱領草案」で示された独自の要求、すなわち部落差別の完全撤廃、家父長制の廃止、女性および未成年労働者の保護、植民地の放棄と植民地民族の自決などは、「社会民主党宣言」に示された民主主義の理想からさらに一步をすすめた、当時の日本社会を“よりよき社会”とするための処方箋であった。さらに、そのブルジョアジーによる国家権力の掌握という認識、つまりは天皇制の絶対主義的性格や封建遺制の存在よりも、日本資本主義の発展とその帝国主義的性格が強調されている点は、のちの労農派の見解へとつながる。つまり、犬丸の「日本マルクス主義の源流」という指摘をもふまえるならば、やはり第一次共産党とは、たんに日本共産党の成立という文脈のみならず、労農派の理論的原点として位置づけられるべき存在であった。

そのうえで、第一次共産党がコミンテルン日本支部として存在した歴史的経緯をふまえるならば、その歴史的意義を検討するにあたっては、やはり戦略・戦術という視点を忘れてはなるまい。本稿で明らかにした「22年綱領草案」から「24年2月綱領草案」作成へといたる経緯は、「32年テーゼ」/講座派に完成する絶対主義的天皇制という把握に基づく二段階革命論の成立過程の検証を、あらためてせまるものとなった。

戦前の到達点、そして戦後の出発点となった「32年テーゼ」/講座派の歴史的相対化という視点から、「日本マルクス主義の源流」である第一次共産党史を再検討すること、それは20世紀日本の社会主義・共産主義運動を、「民主主義・平和主義・社会主義」という価値へとひらく試みの一環となるだろう。

（くろかわ・いおり 神戸大学大学院総合人間科学研究科博士後期課程）

⁽⁸⁶⁾ 加藤「社会民主党宣言から日本国憲法へ」、110頁。